

令和4年10月26日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(ワ)第24006号 差止請求事件

口頭弁論終結日 令和4年8月25日

判 決

5 東京都千代田区六番町15番地

原 告 特定非営利活動法人消費者機構日本

同 代 表 者 理 事 佐々木 幸 孝

同訴訟代理人弁護士 岩 田 修

同 本 間 紀 子

10 同 堀 川 直 資

東京都江戸川区東葛西6-9-10関栄ビル405

被 告 株式会社MOMOX

同代表者代表取締役 外 谷 隆

主 文

15 1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

### 第1 請求

1 被告は、消費者との間で、会員契約を締結するに際し、下記内容の意思表示を行ってはならない。

(1) 英語試験ライティングセンター規約において、

ア 会員が会員資格を抹消された場合に返金は認めないとの意思表示

イ 退会時の返金は認めないとの意思表示

ウ 一度納入した金額は返金できないとの意思表示

25 エ 会員に発生した損害が被告の重過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、被告の損害賠償責任を当該会員が直接被った損害を上限とす

るとの意思表示

- オ 会員に発生した損害が被告の軽過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、被告が損害賠償責任を負わないとの意思表示
- カ 支払後のキャンセルを受け付けないととの意思表示
- キ 会員が会員資格を抹消された場合、当該会員が被告に対して保有するすべての権利を抹消するとの意思表示
- ク 入会金を除く支払済みの金額について、被告が認める理由がある場合を除き、返金しないとの意思表示

(2) 日本ライティングセンター規約において、

- ア 被告が会員との契約を解除した際に返金はないとの意思表示
- イ 会員が会員資格を抹消された場合に返金は認めないととの意思表示
- ウ 退会時の返金は認めないととの意思表示
- エ 一度納入した金額は返金できないとの意思表示
- オ 会員に発生した損害が被告の重過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、被告の損害賠償責任を当該会員が直接被った損害を上限とするとの意思表示
- カ 会員に発生した損害が被告の軽過失による債務不履行又は不法行為に基づくときに、被告が損害賠償責任を負わないとの意思表示
- キ 支払後のキャンセルを受け付けないととの意思表示
- ク 会員が会員資格を抹消された場合、当該会員が被告に対して保有するすべての権利を抹消するとの意思表示
- ケ 入会金を除く支払済みの金額について、被告が認める理由がある場合を除き、返金しないとの意思表示

2 被告は、前項の意思表示が記載された契約書、約款その他一切の表示を破棄せよ。

3 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないこ

と及び前項記載の契約書、約款その他一切の表示を破棄すべことを周知徹底させる措置をとれ。

## 第2 事案の概要

1 本件は、消費者契約法（以下「法」という。）13条3項に基づき内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体である原告が、英語に関する教育事業等を目的とする株式会社である被告に対し、被告が消費者との間で英語のライティングの添削サービスの提供に係る会員契約を締結する際に前記第1の1(1)アないしク及び(2)アないしケの内容の各条項（以下「本件各条項」という。）を使用してそのような意思表示をするおそれがあるとした上で、本件各条項は、法8条1項1号ないし4号、9条1号、10条に該当すると主張して、法12条3項に基づき、本件各条項に係る意思表示の差止め及び本件各条項が記載された契約書等の破棄（廃棄）を求めるとともに、これらについての被告従業員に対する周知徹底を必要な措置として求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠〔書証は、特に断らない限り枝番号を含む。〕及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）

(1) 原告は、平成19年8月23日、内閣総理大臣から法13条3項に基づいて認定を受け、令和元年8月20日に認定の有効期間の更新を受けた適格消費者団体である。（甲1、弁論の全趣旨）

(2) 被告は、英語に関する教育事業等を目的とする株式会社であり、「英語試験ライティングセンター」及び「日本ライティングセンター」の名称でウェブサイトを運営し、消費者に対し、オンラインによる英語のライティングの添削サービスを提供している。（甲2、4、乙21、弁論の全趣旨）

(3) 被告は、不特定かつ多数の消費者との間で、英語試験ライティングセンター及び日本ライティングセンターにおける英語のライティングの添削サービスの提供に当たり、それぞれ会員契約を締結している（以下、これらの会員契約を「本件各会員契約」と総称する。）。

被告は、本件各会員契約を締結するに当たり、平成26年7月27日制定の英語試験ライティングセンターの利用規約及び同年3月3日制定の日本ライティングセンターの利用規約を用いて意思表示をしており、これらの規約には、本件訴えの提起時点（令和3年9月15日）において、別紙1及び2記載のとおりの条項（以下「本件規約条項」という。）が含まれていた。

（甲3、5、弁論の全趣旨）

- (4) 原告は、令和3年9月6日付けで、被告に対し、法41条1項所定の事項を記載した書面を送付し、同書面は、同月7日、被告の本店に到達した。

（甲8）

- (5) 原告は、令和3年9月15日、本件規約条項のうち6条2項を除く各条項について、これらの条項が法8条1項1号ないし4号、9条1号又は10条に該当するとして、本件訴えを提起し、被告は、同年11月26日にその訴状等の送達を受けた。（顕著な事実）

また、原告は、令和4年6月23日に訴えの追加的変更申立てを行い、同月1日時点の英語試験ライティングセンター及び日本ライティングセンターの各利用規約のうち6条2項及び14条4項の各条項について法8条1項1号、3号、9条1号又は10条に該当するとの主張を追加した。（顕著な事実）

- (6) 被告は、英語試験ライティングセンター及び日本ライティングセンターの各利用規約について、少なくとも、本件訴え提起後から令和3年11月29日までの間に1回、本件規約条項を含む複数の条項を改定し、令和4年1月26日、同月28日、同年2月3日、同年3月10日、同年4月6日、同年5月2日、同年6月1日、同月16日、同月30日及び同年8月24日にも、本件規約条項を含む複数の条項を改定した。（甲3、5、9、10、13～16、乙1～6、9、10、14～17、22、23、弁論の全趣旨）

- (7) 令和4年6月1日時点での本件規約条項の定めは、以下のとおりである。

(甲14、16)

ア 別紙1の6条3項、7条なお書き及び14条6項並びに別紙2の2条5

項、6条3項、7条なお書き及び14条7項は削除された。

イ 別紙1及び2の13条8項は、同条5項として、被告に軽過失がある場合に損害賠償責任を負うものとする規定に改められた。  
5

ウ 別紙1及び2の6条2項は本件訴えの提起時から変更はなかった。

エ 別紙1の14条3項及び別紙2の14条4項については、いずれも14  
10 条4項として、「お支払い済みの入会金は返金できません。入会金を除く  
お支払い済みの金額については、法令の定めまたは弊社が認める理由があ  
る場合を除き、返金しません。」との規定に改められた（以下、改定後の  
この条項を「新14条4項」という。）。

(8) 令和4年6月30日、別紙1及び2の6条2項は、「資格を抹消する場合、  
その会員は弊社サービスを今後利用できないものとします。」との規定にそ  
れぞれ改められ、上記(7)エの新14条4項は、「お支払い済みの入会金は返  
15 金できません。入会金を除くお支払い済みの金額については、法令の定めが  
ある場合を除き、返金しません。」との規定にそれぞれ改められた。（乙2  
2、23）

(9) 被告は、令和4年8月24日、英語試験ライティングセンター及び日本ラ  
イティングセンターの各利用規約に、「個人の会員とのやり取りはメールで  
行うものとします。会員が社会一般的なメールのマナーをご理解されていな  
20 いと判断できる場合、弊社はフリートライアルの提供を見送る場合があるも  
のとします。」という条項を追加する改定を行った。（弁論の全趣旨）

(10) 被告は、令和4年8月25日に開かれた本件第2回口頭弁論期日において、  
今後、英語試験ライティングセンター及び日本ライティングセンターの各利  
用規約を改定するなどして本件各条項に係る意思表示を行うつもりはない旨  
25 明言し、同内容が記載された陳述書も提出した。（乙21、顕著な事実）

### 3 争点に関する当事者の主張

(1) 被告が、本件各会員契約を締結するに際し、本件各条項に係る意思表示を「現に行い又は行うおそれがある」（法12条3項）といえるか。

(原告の主張)

ア 被告は、オンラインで契約手続を行っており、利用規約の改定も被告のウェブサイトにアップロードすれば足りることや、被告は被告代表者一人あるいはごく少人数で事業を行っていることがうかがわれることからして、利用規約の改定が極めて容易な環境にある。現に、本件訴えの提起後、被告は幾度となく規約を変更している。被告のこれまでの規約の改定や、本件各条項に係る意思表示を行うつもりはないとの陳述は、原告からの指摘に対応したものにすぎないことは明らかであり、一時的、暫定的なものというべきである。

イ さらに、被告は、会員に対し、利用規約に基づくキャンセル料又は違約金請求のほか、不法行為に基づく損害賠償請求等の訴訟を平成28年から令和3年までの間に合計31件提起しているところ（甲17）、被告は訴訟提起に当たり違約金の定めを追加するなど当該訴えの請求原因を基礎付けるために利用規約を変更している様子がうかがわれる。

ウ このような被告の事業実態や消費者に対する訴訟における対応に鑑みると、本件規約条項及び新14条4項は既に改定されているとはいえ、本件訴訟が終了した後に被告が再度規約を変更し、改めて同様の条項を使用する蓋然性は非常に高い。

したがって、被告が本件各条項に係る意思表示を行うおそれがあることは明らかである。

(被告の主張)

ア 被告は、訴訟係属前の時点で自発的に利用規約を改定し、訴えの追加的変更がされる前の時点においても自発的に利用規約を改定している。被告

が現在使用している利用規約には本件各条項は含まれておらず、今後もそれらの条項を定める予定はない。

イ 被告がこれまで会員に対し訴訟提起をしたことは認めるが、本件規約条項及び新14条4項を根拠として損害賠償請求を行ったことはない。

ウ なお、被告は、前提事実(4)の書面を本件訴えの訴状等の送達を受けるまで受領しておらず、裁判外での差止請求を殊更に拒んだ事実はない。

エ 以上によれば、被告が本件各条項に係る意思表示を行うおそれがあるとはいえない。

(2) 本件各条項（本件規約条項及び新14条4項）が、法8条1項1号ないし4号、9条1号、10条に該当するか。

（原告の主張）

ア 本件規約条項のうち別紙1の6条3項、7条なお書き及び14条3項並びに別紙2の2条5項、6条3項、7条なお書き及び14条4項は、サービスの利用停止、解除、会員資格の抹消又は退会の時期にかかるわらず、一度納入した金銭については一切返還しない旨を定めている。これらの定めは、サービスの利用停止、解除、会員資格の抹消又は退会が契約直後であるなど、時期によっては被告の損害がなく、支払われた金銭全額に相当するだけの損害が被告に生じていない場合があるにもかかわらず、平均的損害を超えた損害賠償の額を予定し又は違約金を定めるものであり、法9条1号に該当する。

イ 本件規約条項のうち別紙1及び2の13条8項は、消費者契約の場合は全部免責条項の適用がないと規定しながら、重過失の場合に限り直接損害を上限として賠償する旨規定しており、被告の重過失による債務不履行あるいは不法行為に基づく損害賠償責任の一部を免除する規定であり、軽過失の場合には損害賠償責任の全部を免除する規定となっている。これらの規定は、消費者に生じた損害を賠償する責任の全部又は一部を免除する

条項が無効であるとする法8条1項1号ないし4号に該当する。

ウ 本件規約条項のうち別紙1の14条6項及び別紙2の14条7項は、金銭支払後のキャンセルを認めないとする定めである。これらの定めは、本来準委任契約についていつでも解除することができるはずであるにもかかわらず、消費者の中途解約権を制限するものといえることから、「公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であり、かつ、返還を受けられるはずである金銭の返還を受けられなくなるというものである点で「民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するもの」といえるため、法10条に該当する。  
10

エ(ア) 本件規約条項のうち別紙1及び2の6条2項は、被告の損害賠償責任の全部を免除する条項として機能するため、法8条1項1号及び同項3号に該当する。

(イ) また、上記(ア)の条項は、被告に会員資格の抹消の権限があることを前提としているが、これは被告による会員契約の解除であると解されるとところ、この場合に会員が支払済みの金銭の返還請求権も抹消されることとなり、実質的には解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定めに該当するものである。これらの定めは、サービスの利用停止、解除、会員資格の抹消又は退会が契約直後であるなど、時期によっては被告の損害がなく、支払われた金銭全額に相当するだけの損害が被告に生じていない場合があるにもかかわらず、平均的損害を超えた損害賠償の額を予定し又は違約金を定めるものであり、法9条1号に該当する。  
15  
20

オ(ア) 新14条4項については、被告の平均的損害の算定基準によっては、被告に損害が生じていないにもかかわらず、会員が支払済みの金銭が返金されないこともあり得るから、法9条1号により平均的な損害を超える

る部分は無効となる。

(イ) また、上記(ア)の条項は、規約上はあたかも返金が認められる場合があるかのような記載となっていても、これまでの被告の会員に対する対応からすれば、被告が返金を認める可能性は低く、結局被告による恣意的な運用を許容する規定であるにすぎず、一切の返金がされないおそれもある。これは、会員の不当利得返還請求権を制限するものであって、かつ、本来返還されるべき金銭の返還を受けられなくなるものであり消費者の利益を一方的に害する規定であるから、法10条に該当する。

10 (被告の主張)

否認ないし争う。被告は本件規約条項及び新14条4項を既に改定済みであり、いずれも法8条1項1号ないし4号、9条1号、10条に該当しない。

また、原告が平均的損害を超える場合には無効となると主張する条項については、会員の対応に被告が費やす役務や時間はケースバイケースであり、一概に定めることは容易ではなく、平均的損害の算定基準を明らかにすることはできない。

15 第3 当裁判所の判断

1 被告が、本件各会員契約を締結するに際し、本件各条項に係る意思表示を「現に行い又は行うおそれがある」（法12条3項）といえるかについて

20 (1) 法12条は、少額でありながら高度な法的問題をはらむ紛争が拡散的に多発するという消費者取引の特性に鑑み、同種紛争の未然防止・拡大防止を図って消費者の利益を擁護することを目的として、一定の要件を満たした適格消費者団体が、事業者による不当な行為を差し止めることができる旨を規定するものである。

25 そして、同条3項に規定する「現に行い又は行うおそれがあるとき」とは、その文理及び上記のような同条の趣旨に照らし、当該事業者により現実に差

止請求の対象となる行為がされている場合のほか、当該事業者により当該行為がされる蓋然性が客観的に存在している場合をいうものと解される。

(2)ア 本件において、被告は、本件訴えが提起された時点では本件規約条項を含む利用規約を使用していたが、本件口頭弁論終結日に至るまでに英語試験ライティングセンター及び日本ライティングセンターの各利用規約を複数回にわたり改定して本件規約条項及び新14条4項を削除又は変更し、令和4年6月30日改定の各利用規約（乙22、23）には、本件各条項はいずれも含まれていない（前提事実(3)、(6)～(8)）。そして、被告が、本件規約条項及び新14条4項を削除又は変更した後に、それと同じ内容を含む会員契約を締結したといった事情はうかがわらず、むしろ、前提事実(10)のとおり、被告は、公開の法廷において、今後、英語試験ライティングセンター及び日本ライティングセンターの各利用規約を改定するなどして本件各条項に係る意思表示を行うつもりはない旨明言している。それにもかかわらず、被告が、今後、本件各条項に係る意思表示をするおそれがあると認めるに足りる的確な証拠はない。

イ 以上のことからすれば、現時点において、被告が本件各条項を含む利用規約を使用していると認められないばかりでなく、被告が今後不特定多数の消費者との間で契約を締結するに際し、本件各条項を含む利用規約を用いて意思表示をする蓋然性が客観的に存在していると認めることもできない。

(3)ア これに対し、原告は、被告のこれまでの規約の改定や、本件各条項に係る意思表示を行うつもりはないとの陳述は、原告からの指摘に対応したものであることは明らかであり、一時的、暫定的なものであると主張する。確かに、前提事実(6)のとおり、本件訴えの提起後、被告は、原告が請求の対象とした利用規約の条項を順次改定して、法8条1項1号ないし4号、9条1号、10条に該当するといわれないような内容に変更した

ことが認められ、被告にとって利用規約の改定自体は容易であることがうかがわれる。

しかし、これまでの上記各改定において、被告が元の内容に戻すような改定を行ったことはなく、仮にこれまでの改定が原告からの指摘に対応してされたものであったとしても、その改定は利用規約を法に適合させる方向でされたものであるから、被告が、今後、原告から差止請求がされた本件各条項を含む規約にあえて戻した上で、本件各会員契約の締結に際して当該規約を用いて意思表示を行う蓋然性が客観的に存在しているとまで認めることはできない。

10 イ また、原告は、被告は、会員に対し、利用規約に基づくキャンセル料又は違約金請求のほか、不法行為に基づく損害賠償請求等の訴訟を複数提起しているところ、被告は訴訟提起に当たり違約金の定めを追加するなど当該訴えの請求原因を基礎付けるために利用規約を変更している様子がうかがわれるから、今後再び本件各条項を含む規約に改定し、本件各会員契約に際して当該規約を用いて意思表示を行うおそれがあると主張する。

しかし、本件各条項は、いずれも被告の上記訴訟上の請求権を根拠付ける規定ではないし、被告が上記訴えの請求原因を基礎付けるために利用規約を変更していると認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は採用することができない。

20 2 以上の次第で、被告が、本件各会員契約を締結するに際し、本件各条項を含む意思表示を「現に行い又は行うおそれがある」ということはできない。

#### 第4 結論

よって、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

裁判長裁判官

筆本哲朗



裁判官

足立拓人



裁判官

伊藤圭子



(別紙1)

## 英語試験ライティングセンター利用規約（令和3年9月15日時点）

### 6条 会員資格の抹消

- 5 2項 資格を抹消する場合、その会員が弊社に対して保有するすべての権利を抹消するものとします。
- 3項 資格を抹消された場合も返金は認めません。

### 7条 退会

- 10 会員が弊社サービスから退会する場合、e-mailにて弊社宛てに連絡するものとします。《中略》なお退会時の返金は認められません。《後略》

### 13条 免責

- 15 8項 本利用規約又はその他の利用規約等が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本利用規約及びその他の利用規約等のうち、弊社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において会員に発生した損害が弊社の債務不履行又は不法行為に基づくときは、弊社は、当該会員が直接被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、弊社に重過失がある場合に限るものとします。
- 20

### 14条 本サービス提供について

- 3項 返金  
一度納入していただいた金額は返金できません。
- 6項 お支払い後のキャンセル  
お支払い後のキャンセルはお受けできません。

(別紙2)

## 日本ライティングセンター利用規約（令和3年9月15日時点）

### 2条 会員

5 项 弊社は、会員が本条の四にでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、および／または、規約を含む弊社と会員との間の契約を解除することができるものとします。その際の返金はないものとします。

### 6条 会員資格の抹消

10 2项 資格を抹消する場合、その会員が弊社に対して保有するすべての権利を抹消するものとします。

3项 資格を抹消された場合も返金は認めません。

### 7条 退会

15 会員が弊社サービスから退会する場合、e-mailにて弊社宛てに連絡するものとします。《中略》なお退会時の返金は認められません。《後略》

### 13条 免責

20 8项 本利用規約又はその他の利用規約等が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第3項の消費者契約に該当する場合には、本利用規約及びその他の利用規約等のうち、弊社の損害賠償責任を完全に免責する規定は適用されないものとします。この場合において会員に発生した損害が弊社の債務不履行又は不法行為に基づくときは、弊社は、当該会員が直接被った損害を上限として損害賠償責任を負うものとします。ただし、弊社に重過失がある場合に限るものとします。

14条 本サービス提供について

4項 返金

一度納入していただいた金額は返金できません。

7項 お支払い後のキャンセル

お支払い後のキャンセルはお受けできません。

5

これは正本である。

令和4年10月26日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 高木和博

